

関市こどもの権利条例(案)に対する意見の概要と  
市の考え方

令和8年5月

関市 子ども家庭課

様式 4

「関市こどもの権利条例（案）」に対していただいたご意見とこれに対する市の考え方

| 番 案<br>号 件 | 分<br>割 | 番 意<br>号 見 | 頁<br>・<br>行    | 意 見 内 容   | 市 の 考 え 方   |
|------------|--------|------------|----------------|---|---|
| 116        |        | 1          | P3<br>P5<br>P7 | <p>以下のそれぞれの項目に、どのような思いが込められているのか知りたい。</p> <p>4 安全に安心して生きる権利<br/>(4) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること</p> <p>15 療育・発達支援<br/>22 相談及び支援</p> <p>こどもが「自分らしく、安心して、自分のペースで生きていいんだ」と感じられる。こどもも保護者も「安心して」相談できる。過度な負担を強いられない。子育てに孤立や不安、負担を感じることなく、非難されず安心できる。</p> <p>このような思いが込められているのか、伝えてほしい。</p> | <p>4－(4)は、こども一人一人が、それぞれの年齢や発達の状況に応じて、自分らしく、無理なく、安心して生活できることを大切にしています。こどもが自分のペースで育ち、安心して日々を過ごせるよう、適切な環境や養育、遊び、学びが保障されることを趣旨としています。</p> <p>15は、発達の個人差に応じた切れ目のない支援を通じて、こどもがその子らしく育ち、必要な支援を受けながら地域の中で健やかに成長できるようにすることを大切にしています。市や育ち学ぶ施設等が連携し、こどもと保護者が孤立したり、不安を抱え込んだりすることなく、早い段階から安心して支援につながることを目指しています。</p> <p>22は、こどもや保護者が、悩みや困りごとを一人で抱え込まず、気軽に、安心して相談できる環境を市が整えることを定めています。相談しやすさを確保することで、こどもも保護者も非難されることなく支援につながり、安心して子育てや生活ができるようにすることを趣旨としています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p> |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  | <p>いずれの条文も、こどもが自分らしく、安心して生きていいと感じられ、保護者も安心して相談でき、支えられるようにするという思いを込めているものです。今後、逐条解説などを通じて、こうした趣旨が市民の皆様に分かりやすく伝わるよう努めます。</p> |
|--|--|--|--|--|--|